

岩手県告示第1号

個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第13条の規定により、令和6年度における各実施機関の個人情報及び死者に関する情報の開示等についての実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和8年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 実施機関別の個人情報ファイル簿及び個人情報ファイル登録簿の公表件数

実施機関の区分	件 数	
	個人情報ファイル簿	個人情報ファイル登録簿
知事	311	1,064
教育委員会	83	307
公安委員会	0	0
警察本部長	20	26
選挙管理委員会	1	1
監査委員	0	0
人事委員会	0	2
労働委員会	0	0
収用委員会	0	0
海区漁業調整委員会	0	1
内水面漁場管理委員会	0	0
医療局長	6	4
企業局長	0	7
県が設立した地方独立行政法人	18	12
計	439	1,424

備考1 「個人情報ファイル簿」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿をいう。

2 「個人情報ファイル登録簿」とは、条例第3条第1項に規定する個人情報ファイル登録簿をいう。

2 実施機関別の個人情報及び死者に関する情報の開示請求等の件数

実施機関の区分	計	請求区分				
		個人情報			死者に関する情報	
		開示請求	訂正請求	利用停止請求	開示請求	訂正請求
知事	18	17	0	0	1	0
教育委員会	15	15	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	48	47	0	0	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0

海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
医療局長	0	0	0	0	0	0
企業局長	0	0	0	0	0	0
県が設立した地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0
計	81	79	0	0	2	0

3 個人情報及び死者に関する情報の開示請求に対する処理の状況

区分	計	処理の状況				
		開示	部分開示	不開示	取下げ	処理中
個人情報	79	45	31	1	0	2
死者に関する情報	2	2	0	0	0	0
計	81	47	31	1	0	2

4 個人情報及び死者に関する情報の訂正請求並びに個人情報の利用停止請求に対する処理の状況

該当なし

5 実施機関の決定又は不作為に対する審査請求の件数及び処理の状況並びにその概要

該当なし

6 個人情報及び死者に関する情報の保護に関する訴訟の状況

該当なし

7 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案に係る募集の件数並びに提案の件数及びその概要

(1) 提案の募集を行った個人情報ファイルの件数 104件

(2) 提案の件数及びその概要

該当なし